様式第2号(第4条関係)

諏訪市高齢者等補聴器購入助成に関する意見書

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏　名 |  | 生年  月日 | | 年　　　月　　　日  　　　　（　　　　歳） | | |
| 住　所 | 諏訪市 | | | | | |
| 診　断　名 |  | | 聴力  （四分法） | | 右 | ㏈ |
| 左 | ㏈ |
| 上記の者は、聴力機能の低下のため日常生活に支障があり、両耳聴力レベルが  　40デシベル以上であるため、補聴器の使用が必要と認める。  　年　　　月　　　日  　　　　　　　　　　　　　所在地  　　　　　　　　　　　　　医療機関名  　　　　　　　　　　　　　耳鼻咽喉科医師名 | | | | | | |

【※意見書作成における純音オージオメータ検査基準等】

・純音オージオメータはJIS規格を用いる。

・聴力レベルは会話音域の平均聴力レベルとし、周波数500、1,000、2,000ヘルツの純音に対する聴力レベル（㏈値）をそれぞれａ、ｂ、ｃとした場合、次の算式により算定した数値とする。

　（ａ+2ｂ+ｃ）／4

周波数500、1,000、2,000ヘルツの純音のうち、いずれか1又は2において100㏈の音が聴取できない場合は、当該部分の㏈を105㏈とし、上記算式を計上し聴力レベルを算定する。

なお、前述の検査方法にて短期間中に数回聴力測定を行った場合は、最小の聴力レベル（㏈値）をもって被検査者の聴力レベルとする。

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく支給等を優先し

て受けるよう取り扱うこととする。